

(目的および名称)

第1条 福井県の温室効果ガス排出量の削減を推進する福井県地球温暖化対策地域計画（以下「温暖化対策計画」という。）の策定に向けた検討を行うため、「福井県地球温暖化対策地域計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 温暖化対策計画の作成に関すること
- (2) その他検討委員会の目的を達成するための必要事項に関すること

(組織)

第3条 検討委員会は、次の分野からなる10人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者（経済団体、運輸関係者、森林整備関係者、電力事業者等）
- (3) 県民
- (4) その他、福井県安全環境部長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から温暖化対策計画が策定される日までとする。
委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

(謝金)

第5条 委員が検討委員会に出席した場合は、報償費を支払うものとする。報償費の額は、県予算の範囲内で他の同様な会との均衡を考慮して支給する。

(費用弁償)

第6条 費用弁償による費用は、職務のため旅行した場合の費用とし、その額は、福井県一般職の職員の旅費に関する規程に定める額とする。

(委員長および事務局)

第7条 検討委員会には、委員の互選により委員長を置く。
2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

(オブザーバー)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者（以下「オブザーバー」という。）の出席を求め、その意見を聞くことができる。
2 オブザーバーへの謝金については他の同様な会との均衡を考慮して県予算の範囲内で支給することとし、費用弁償については、第6条の規定により支給する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成22年7月14日から施行する。

この要領は、検討委員会が第1条の目的を達成したときに廃止するものとする。